

居宅介護支援 重要事項説明書

(令和 6年 4月 1日現在)

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な居宅介護支援を提供することにより、要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の内容

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号及び提供地域

事業所名 : 合同会社 杏

ケアプランセンター 杏

所在地 : 香芝市逢坂6丁目724番地

指定番号 : 2971001488

サービス提供地域 : 香芝市 大和高田市 葛城市 広陵町 上牧町 王寺町

(2) 事業所の職員体制

	業務内容	常勤
--	------	----

管理者	事業の管理・運営全般	1名
主任介護支援専門員	介護支援専門員に対する指導・助言等	1名
介護支援専門員	居宅介護支援に関する業務	1名

(3) 窓口開設時間

営業日 月～金曜日 午前9時00分～午後5時00分 (時間外は電話にて対応)

休業日 土曜日・祝日及び冬季12月31日～1月3日・夏季8月13日～8月15日

緊急連絡先 0745-77-0304(転送あり) 24時間対応体制

3. サービスの提供方法 (居宅サービス計画作成支援)

事業所は、次の各号に定める方法や手順、方針で介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者及び介護者（家族等）に面接して情報を収集し解決すべき問題を把握します。
- ② 当該地域における指定居宅サービス事業者などに関するサービス内容、利用料等の情報を適正に利用者及びその介護者（家族等）に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- ③ 当該地域における指定居宅サービスで提供される体制を考慮して、提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点など盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成いたします。
- ④ サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めます。

- ⑤ 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区別したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者及びその介護者（家族等）に説明し、利用者から文書による同意を得ます。
- ⑥ 利用者が訪問看護、訪問リハビリテーションなどの医療サービスを希望している場合そのほか必要がある場合には、利用者の同意を得て、主治の医師又は歯科医師の意見を求めます。
- ⑦ 居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を位置づける場合には、主治の医師又は歯科医師の指示がある場合に限り、これを行います。また医療サービスを位置づける場合であっても、主治の医師又は歯科医師の医学的観点からの留意事項が示されているときは、その留意点を尊重してこれを行います。
- ⑧ 利用者が提示する被保険者証に認定審査会の意見などの記載がある場合には、利用者にもその主旨を説明し、その理解を得た上で、その内容に沿った居宅サービス計画を作成いたします。
- ⑨ 利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護保険の給付対象となるサービス以外の保険医療サービス又は福祉サービス、その地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用をも含めて居宅サービス計画上に位置づけるように努めます。
- ⑩ そのほか、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

4、サービス提供方法（経過観察・再評価）

事業所は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

利用者及びその介護者（家族等）と毎月連絡を取り、居宅サービス計画の実施状況等の経過の把握に努め、利

用者についての解決すべき課題の把握を行います。

- ① 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業所との連携調整を行います。
- ② 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画の変更、要介護認定区分変更申請の支援などの必要な対応をいたします。

5、人材育成への協力体制の整備

当該事業所において、法定研修等における実習の受け入れを行います。

6、地域ケア会議における関係機関への情報共有

介護保険法上に位置づけた地域ケア会議において、個別のケアマネジメント事例の提供があった場合には、これに協力するよう努めます。

7、利用料金

(1)基本料金

要介護認定を受けた方は介護保険から全額給付されるため、自己負担はありません。

* 但し、利用者の保険料滞納のため、法定代理受領ができなくなった場合、要介護度に応じて下記の金額をいただき、「サービス提供証明書」を発行いたします。後日、香芝市の窓口へ提出することで、全額払い戻しを受けられます。

(2) 交通費

サービス提供地域以外の方は、介護支援専門員が訪問するための交通費の実費をいただきます。

8、緊急時の対応

サービスの提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

9、事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市区町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

10、虐待防止

事業所は利用者等の人権の擁護・虐待防止のために、次の措置を講じます。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置などを活用して行う事が出来るものとする)を定期的で開催するとともにその結果について従業員に周知徹底を図ります。
- ②虐待防止のための指針を整備します。
- ③虐待防止のための研修を定期的を実施します。
- ④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

サービス提供中に、従業者または養護者(利用者家族等を養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに市に通報します。

1 1、業務継続計画(BCP)の策定に向けた取り組み

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じ、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

又、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 2、感染症対策の強化

事業所は、従業者の清潔の保持及び健康の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的管理に努めます。事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

①事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話

装置等を活用して行うことが出来るものとする)を概ね6月に1回以上開催するととも

に、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

②事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備します。

③事業所において、従業者に対し感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的

施します。

1 3、守秘義務に関する対策

事業者及び職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業員との雇用契約の内容としています。

1 4、利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し従業員教育を行います

1 5、主治医の医師及び医療機関との連絡

事業者は利用者の主治医及び関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じて連絡を取らせていただきます。そのことで利用者の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たすために、以下の対応をお願いいたします。

利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証または、お薬手帳等に、当事業所名および担当の介護支援専門員がわかるよう名刺を貼り付ける等の対応をお願いいたします。

また、入院時には、ご本人またはご家族から、当事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。

16、利用者によるサービスの選択と同意

①利用者自身がサービスを選択することを基本に支援し、サービスの内容、利用料等の情報を適

正に利用者又は家族に対して提供するものとします。

・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介す

るように求めることが出来ること、利用者は居宅サービス計画を位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定

理由の説明を求めることが出来ます。

・特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体の

みによる居宅サービス計画原案を提示することは致しません。

・居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービスなどについて、指定居宅サービスなどの担当者から

なる、サービス担当者会議の招集ややむを得ない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の

内容について、専門的な見地からの意見を求め、利用者及び当該

サービス担当者との合意を図ります。

②末期のがんと診断された場合であって、日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると主治医などが判断し

た場合、利用者又はその家族の同意を得たうえで、主治医などの助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪

問(モニタリング)をさせていただき、利用者の状態やサービス変更の必要性などの把握、利用者への支援を実

施します。その際に把握した利用者の心身の状態を記録し、主治医やケアプランに位置付けた居宅サービス事

業者へ提供することで、その時々状態に即したサービス内容の調整等を行います。

17、ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、ケアプランに置けた訪問介護・通所介

護・地域密着介護・福祉用具貸与等のサービスについて公正中立なケアマネジメントの確保を

するため同意を得たうえでサービス調整を行います。

18、苦情相談窓口

①当社苦情・相談

担当：高谷 多喜代

電話：0745-77-0304

②苦情解決責任者

合同会社 杏

高谷 多喜代

③行政機関その他苦情・相談

○香芝市 介護福祉課

所在地：香芝市逢坂 1-374-1

電話：0745-79-7521

○奈良県庁 介護保険課

所在地：奈良市登大路町 30

電 話：0742-22-1101

○奈良県国民健康保険連合会

所在地：橿原市大久保町 302-1

電 話：0744-29-8311

令和 年 月 日

居宅介護支援サービスの開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事

項を説明し交付しました。

〈事業者〉所在地：奈良県香芝市逢坂 6 丁目 724 番地

名 称 合同会社 杏

ケアプランセンター 杏

(指定番号 2971001488)

説明者 _____ 印

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

〈利用者〉 住 所： _____

氏 名： _____ 印

〈利用者代理人〉住 所： _____

氏 名： _____ 印（続

柄 _____)

指定居宅介護支援

ご利用契約書

===== 目 次 =====

第 1 条 契約の目的および内容

第 11 条 サービス利用料金の支払い・変更

第 2 条 契約期間

第 12 条 契約の終了

第 3 条 介護支援専門員

第 13 条 守秘義務

第 4 条 居宅サービス計画作成の支援

第 14 条 賠償責任

第 5 条 経過観察・再評価

第 15 条 緊急時の対応

第 6 条 居宅サービス計画の変更

第 16 条 身分証携行義務

第 7 条 介護保険施設入所への支援

第 17 条 他の事業所との連携

第 8 条 給付管理

第 18 条 相談・苦情等

第 9 条 要介護認定等の申請に係る援助

第 19 条 法令遵守

第 10 条 サービス提供の記録等

第 20 条 協議事項

第 21 条 裁判管轄

=====

_____様(以下「ご利用者」という。)と合同会社杏、ケアプランセンター杏(

以下「事業者」という。)は、事業者がご利用者に対して行う居宅介護支援について、次の通り契約します。

第 1 条 (契約の目的および内容)

- 1 事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むために必要な居宅サービスが適切に利用できるよう支援することを目的として、居宅介護支援を提供します。
- 2 サービス内容の詳細は、別紙「重要事項説明書」に記載の通りです。

第 2 条 (契約期間)

- 1 この契約期間は契約日からご利用者の要介護認定又は要支援認定の有効期間満了日までとします。
- 2 上記有効期間満了日の 2 日前までに、ご利用者から事業者に対して、文書による契約満了の申し出がない場合は、契約は自動更新されるものとします。

第 3 条 (介護支援専門員)

事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員をご利用者のサービス担当者として任命し、適切な居宅介護支援に努めます。

第 4 条 (居宅サービス計画作成の支援)

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画作成を支援します。

- (1) ご利用者の居宅を訪問し、ご利用者およびご家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- (2) 当該地域における指定居宅サービス事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正にご利用者およびその家族に提供し、ご利用者にサービスの選択を求めます。
- (3) ご利用者は、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。
- (4) ご利用者は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。
- (5) 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成いたします。
- (6) 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等についてご利用者およびそのご家族に説明し、ご利用者から文書による同意を受けます。
- (7) その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

第5条 (経過観察、再評価)

事業者は居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- (1)ご利用者およびそのご家族との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況の把握に努めます。
- (2)居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者との

連絡調整を行います。

(3)ご利用者の意思を踏まえてご利用者の状態について定期的に再評価を行い状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

第 6 条 (居宅サービス計画の変更)

ご利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業所とご利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

第 7 条 (介護保険施設入所への支援)

事業者はご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合、または、ご利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、介護保険施設の紹介その他の支援をします。

第 8 条 (給付管理)

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、奈良県国民健康保険団体連合会に提出します。

第 9 条 (要介護認定等の申請に係る援助)

- 1 事業者は、ご利用者が要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という）更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるようご利用者を援助します。
- 2 事業者は、ご利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

第10条 （サービス提供の記録等）

- 1 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録をつけることとし、これをこの契約終了5年間保管します。
- 2 ご利用者又は代理人の請求に応じて、サービス実施記録を閲覧、またはその複写物の交付を希望により受けることができます。
- 3 事業者は、ご利用者が他の宅介護支援事業者の利用を希望した場合、事業者は直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書面を作成し、ご利用者に交付します。

第11条 （サービス利用料金の支払い・変更）

- 1 事業者が提供する居宅介護支援に対するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

但し、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することが出来ない場合は、利用者は重要事項説明書に定めるサービス利用料金の全額を事業者に対し、一旦支払うものとする。

- 2 前項の他、利用者は通常の事業の実施地域以外の地域の居宅への訪問を受けて居宅介護支援の提供を受ける場合には、交通費実施相当額を事業者に支払うものとします。
- 3 サービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することが出来るものとします。

第12条 (契約の終了)

- 1 ご利用者は、事業者に対して、文書で通知することにより、いつでもこの契約を解除することが出来ます。
- 2 利用者は事業者が作成した居宅サービス計画に同意出来ない場合は、本契約を即時に解約することが出来ます。
- 3 ご利用者は、事業者もしくは介護支援専門員が以下の事項に該当する行為を行った場合、本契約を解除することが出来ます。
 - ① 事業者もしくは、介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
 - ② 事業者もしくは、介護支援専門員が第13条に定める守秘義務に違反した場合
 - ③ 事業者もしくは、介護支援専門員が故意または過失により利用者もしくはその家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重要な事情が認められる場合
- 4 事業者は、ご利用者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。
 - ① 居宅介護支援の実施に際し、利用者がその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれ

を告げず、または不実の告知などを行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

- ② 利用者が故意または重大な過失により事業者もしくは介護専門員の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことによって本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- (1) ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- (2) ご利用者の要介護認定区分が、自立又は要支援と認定された場合
- (3) ご利用者が医療機関に入院し長期の療養が見込まれる場合
- (4) ご利用者が死亡した場合

第13条 (守秘義務)

- 1 事業者、介護支援専門員および従業員は、サービス提供をするうえで知り得たご利用者およびそのご家族に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、ご利用者およびご家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議などにおいて、ご利用者の個人情報を用いません。

第14条 (賠償責任)

- 1 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠

償する責任を負います。第 13 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、利用者に故意または過失が認められる場合には利用者の置かれた心身の状況を 酌して相当と認められるときに限り、損害賠償責任を減じることが出来るものとします

2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第 15 条 (緊急時の対応)

事業者は、現に居宅介護支援の提供を行っているときに利用者の病状の急変等の緊急事態が生じた場合、その他の必要な場合は、速やかに利用者の主治医、救急隊、家族に連絡を取る等、必要な措置を講じるものとする。

第 16 条 (身分証携行義務)

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及びご利用者やご家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

第 17 条 (他の事業所との連携)

事業者はサービスの提供にあたり、居宅サービス事業所、保険医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとします。

第 18 条 (相談・苦情等)

事業者は、ご利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に関するご利用者の要望、苦情等に迅速かつ適切に対応します。

第 19 条 （法令遵守）

事業者は、ご利用者より委託された義務を行うに当たっては、法令を遵守し、善良なる管理の注意をもってその義務を遂行します。

第 20 条 （協議事項）

本契約の定めがない事項については、介護保険法令その他諸法の定めるところに従い、双方が誠意をもって協議の上定めます。

第 21 条 （裁判管轄）

ご利用者と事業者は、この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、ご利用者の住所地を所轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、ご利用者（代理人による契約締結の場合は代理人）及び事業者が署名捺印のうえ、一通ずつ保有するものとします

令和 年 月 日

事業者

事業者住所 奈良県香芝市逢坂6丁目724番地

事業者名 合同会社 杏

ケアプランセンター 杏

管 理 者 高谷 多喜代 印

契約者氏名

ご利用者（代理人を選任する場合はご利用者の押印は不要です）

住 所 〒 _____

氏 名 _____ 印

代理人（選任する場合）

住 所 〒 _____

氏 名 _____ 印

利用者との関係 _____